保険金額(ご契約金額)と保険期間の設定方法

●保険金額 = 請負契約金額 + 支給材料等の金額 - 保険の対象に含まれない工事の金額

- (注1) 請負契約金額、支給材料等の金額には消費税を含みます。
- (注2) 出精値引がある場合には、出精値引分を請負契約金額に加算して保険金額を設定します。
- (注3)上記より低い金額でご契約されますと、お支払いする保険金が削減されますので、ご注意ください。

●保険期間は補償期間※が保険期間内におさまるように設定してください。

※補償期間は、工事現場において輸送用具よりこの保険の対象となる物の荷卸が完了した時に始まり、引渡 しの時(工事の目的物の引渡しを要しない場合は、その工事が完成した時)に終わります。引渡し前にこの 保険の対象となる物が操業を開始した場合は、その時に終わります。ただし、保険証券に記載された保険 期間内に限ります。

お支払いする保険金

′詳細は「お支払いする保険金および` 費用保険金のご説明」をご覧ください

保険金のお支払いは次のとおりとなります。

お支払いする保険金 (1回の事故につき)

損害の額 (復旧費 ^{※1} – 残存物価額)

保険証券記載の自己負担額

- ●損害の額には、損害が生じた場合に、損害の発生および拡大の防止のために必要または有益な費用を支出した場合の費 用も含みます。
- ※1 復旧費とは損害の生じた保険の対象を損害発生直前の状態に復旧するために直接要する再築、再取得または修理の 費用をいいます。
- ●保険の対象のうち、工事用仮設物、工事用仮設建物およびこれらに収容されている代器・備品については時価(同等の 物を新たに建築・購入するのに必要な金額から使用による消耗分を差し引いた金額)によって損害の額を定め、保険金 額※2の2%相当額または500万円のいずれか低い額が限度となります。
- ※2 保険金額は対象工事の請負契約金額となります。発注者から機械、部品、材料などが支給される場合は、その金額 を請負契約金額に加算し、保険の対象に含まれない工事の金額が算入されている場合はその金額を差し引きます。

【保険金額が請負契約金額より低い場合】

保険金額が請負契約金額(支給資材等がある場合はその金額を加算します)より低い場合は、下記の算式にて算出した 額をお支払いします。

上記お支払いする保険金の額 🗙

●保険金額は保険金をお支払いした場合でも減額されることはありません。

ご注意いただきたいこと

保険料の確定精算について

総括契約特約条項、年間包括特約条項、リフォーム・設備工事総合補償特約条項がセットされたご契約につきましては保険期間中の見込みの完成工事高等(以 下「保険料算出の基礎数値」といいます)を基に算出した暫定保険料によりご契約いただき、保険期間終了時に確定保険料との差額をご精算(確定精算)いた だく契約方式(以下「確定精算方式 | といいます)と、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料によ りご契約いただき確定精算を省略する契約方式のいずれかをご選択いただけます。

確定精算を省略する方式をご選択(「保険料確定特約条項」をセット)された場合には、以下の点にご注意ください。

- ○この特約条項をセットしたご契約の場合、ご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を基に算出した保険料を払い込みい
- (注1)ご申告いただいた数値を立証できる書類をご提出いただく場合があります。
- ○保険期間終了時に、保険料算出の基礎数値が減少・増加した場合でも、保険料の返還・請求はいたしません。
- ○保険料算出の基礎数値に誤りがあった場合は、ご契約が解除されたり、保険金をお支払いできない場合があります。
- ○保険料算出の基礎数値がご契約時に把握可能な最近の会計年度等(1年間)の保険料算出の基礎数値を著しく上回りまたは下回る見込みがある場合には、 この特約条項はセットできません。また、この場合においてこの特約条項をセットしたときには、確定精算が必要となります。
- (注2)企業買収・部門売却等の予定がある場合(保険料算出の基礎数値が著しく変動することが明らかな場合)、季節的または一時的な営業期間を保険期間 とするご契約には、この特約条項はセットできません。
- ○ご契約が保険期間中に解除・解約された場合(中途更改を含みます)には、普通保険約款・特約条項に定める方法に従い保険料を返還・請求いたします。

万一、事故が発生した場合

〈万一、事故が発生した場合の手続き〉

- ・万一事故が発生した場合は、ただちに代理店・扱者または弊社までご連絡ください。ご連絡がないと、それによって弊社が被った損害の額を差し引いて保険金を お支払いすることがあります。
- ・この保険契約と補償が重複する他の保険契約等がある場合には、事故のご連絡の際にお申し出ください。

〈示談にあたって〉

- ・組立保険の損害賠償責任補償特約条項および引渡後損害賠償責任補償特約条項には、ご契約者または被保険者に代わって事故の相手(被害者)と示談交 渉を行う「示談交渉サービス」はありません。
- ・賠償事故にかかわる被害者との示談交渉・弁護士への法律相談・損害賠償請求権の委任等は必ず弊社とご相談のうえ、おすすめください。あらかじめ弊社の承 認を得ないで、損害賠償責任の全部または一部を承認した場合には、損害賠償責任がないと認められる額を差し引いて保険金をお支払いする場合があります。

受付センター

事故が発生した場合は、ご契約の代理店・扱者 または右記までご連絡ください。

0120-985024 (携带·PHS

共同保険について

複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受幹事保険会社が他の引受保険会社の代理・代行を行います。引受保険会社は各々の分担割合 に応じて連帯することなく単独別個に責任を負います。

- ●このパンフレットは組立保険の概要を説明したものです。ご契約にあたっては必ず「重要事項説明書 | をご覧ください。また、詳しくは「普通保険約款・特約条項集 | をご用意しておりますので、代理店・扱者または弊社までご請求ください。ご不明な点がございましたら、代理店・扱者または弊社にお問合わせください。なお、保険 料払い込みの際は、弊社所定の保険料領収証を発行することとしておりますので、お確かめください。お手続きの日より1か月経過しても保険証券が届かない場合 は、弊社までご照会ください。
- ●契約取扱者が弊社代理店または社員の場合は、弊社の保険契約の締結権を有しており、保険契約の締結・ 保険料の領収・保険料領収証の発行・ご契約の管理(ご契約内容の変更等の通知の受領を含みます)など の業務を行っております。したがいまして、弊社代理店または社員とご契約いただき有効に成立したご契約に つきましては、弊社と直接ご契約いただいたものとなります。

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社

● ご相談·お申込先

MS&AD INSURANCE GROUP

〒150-8488 東京都渋谷区恵比寿1-28-1 TEL:03-5424-0101(大代表) http://www.aioinissaydowa.co.jp/

(101001) AA10C010903 DA10C010496 (33-218)

あいおいニッセイ同和損保

MS&AD INSURANCE GROUP

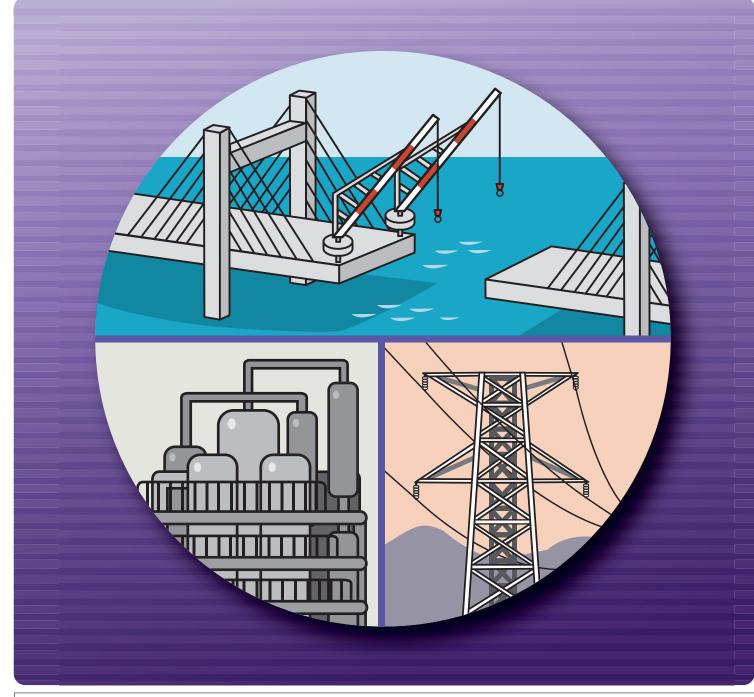
機械設備、鋼構造物などの組立工事の 補償に備えたい方に。

組立保険

平成22年10月以降保険始期用

事業用

組立保険



「あいおいニッセイ同和損害保険株式会社」は、あいおい損害保険株式会社とニッセイ同和損害保険株式会社が平成22年10月1日に合併し、誕生した会社です。

ご契約の対象

▶対象となる工事

この保険は各種の機械、機械設備、鋼構造物などの組立工事が対象となります。

- ●各種の産業機械、電気機器、動力機械、荷役機械等の据付・組立工事
- ●タンク、配管、ケーブル、鉄塔、煙突、橋梁等の据付・組立工事
- ●建物の空調、電気、給排水等の付帯設備や内外装工事
- ●各種プラントT事

・・・・・など

○次の工事は保険の対象に含まれません。

①土木工事(基礎工事含む)

②鋼構造を主体としない建物の建築工事(コンクリート製サイロ、燈台を除く)

③船舶にかかわる工事

④分解または解体工事

(注)ただし、保険の対象となる工事に①、②、④の工事が付随する場合に限り、対象工事に含めることが可能です(保険申込書へ の明記が必要になります)。

おすすめ



で契約の方法には、個々の工事でとにで契約いただく個別契約と、年間に受注する 対象工事のすべてを包括的にご契約いただく総括契約とがあります。年間の受注件 数が多く、個別契約では契約事務が煩雑なお客さまには、総括契約を是非おすすめ します。

個別工事ごとの契約が不要で、契約もれのリスクが軽減されます!

あらかじめ約定した対象工事のすべてがまとめて補償されますので、個別工事ごとの契約手続きを必要とせず、また個別工事 ごとの契約と比べ、組立保険の契約もれが回避できます。

②契約手続きが簡単です!

ご契約時には、着工が予定される対象工事請負金額の合計額により年間の保険料を算出しますので、手続きが簡単です。ご契 約後も、工事通知(月1回通知する方式と保険期間終了後に一括して通知する方式のいずれかをお選びください)と保険料精算 だけで済みますので、契約事務の軽減が図れます。

③保険料を割引します!

組立保険の保険料を10%割引します。(総括契約割引)

▶保険の対象となる物

この保険の対象となる物は工事現場における次の物をいいます。

- ●工事の目的物となる機械、装置、設備、鋼構造物およびその材料
- ●工事用仮設物(仮枠、足場、電気配線、配管、電話・伝令設備、照明設備等をいいます)
- ●工事用仮設建物(現場事務所、宿舎、倉庫等をいいます)およびこれらに収容の什器・備 品(家具、衣類、寝具、事務用具および非常用具をいい、測量用具、機械・器具・工具類、 従業員の私物等は補償の対象とはなりません)

○次の物は保険の対象に含まれません。

・据付機械設備等の工事用仮設備および工事用機械器具・工具ならびにこれらの部品

- ・航空機、船舶または水上運搬用具、機関車、自動車その他の車両
- ・設計図書、証書、帳簿、通貨、有価証券その他これらに類する物
- ・触媒、溶剤、冷媒、熱媒、ろ過剤、潤滑油その他これらに類する物
- ・原料または燃料その他これらに類する物

お支払いの対象となる事故(主なもの)

工事現場において、次のような不測かつ突発的な事故によって保険の対象に生じた損害に 対して、保険金をお支払いします。

火災・破裂・爆発による損害



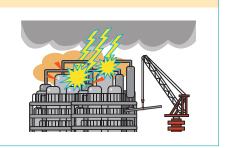
暴風による損害



施工の欠陥による損害

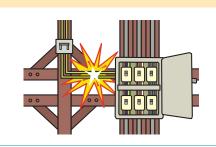






落雷による損害

ショート・アーク・スパークによる損害





盗難による損害

……など 工事中のさまざまな事故 に備えられます。

◎保険金をお支払いできない主な場合(詳細は「お支払いする保険金および費用保険金のご説明」をご覧ください)

- ・ご契約者、被保険者(補償の対象となる方)もしくはこれらの者の法定代理人または工事現場責任者の故意または重大な過失
- ・戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変、暴動または騒擾
- ・労働争議中の暴力行為、破壊行為その他の違法行為または秩序の混乱
- ・地震もしくは噴火またはこれらによる津波
- ・官公庁による差押え、没収または倒壊。ただし、火災の延焼防止のために行われる場合を除きます。
- ・核燃料物質もしくは核燃料物質によって汚染された物の放射性、爆発性その他の有害な特性の作用またはこれらの特性
- 前記以外の放射性照射または放射能汚染
- ・保険の対象が工事以外の用途に使用された場合において、その使用によってその部分に生じた損害
- ・保険の対象の性質またはその自然の消耗(さび、スケール等を含みます)もしくは劣化
- ・在高の調査によって発見された紛失または不足の損害
- ・保険の対象の設計、材質または製作の欠陥を除去するための費用の損害
- ・被保険者が保険の対象の工事に関する契約につき、完成期限または納期の遅延、能力不足その他の債務不履行により、損害賠償 など 責任を負担することにより被った損害

組立保険にセットできる特約

/ 詳細は「お支払いする保険金および \ 費用保険金のご説明」をご覧ください

別に定める特約保険料を払込みいただくことによってセットできる特約

構内所在物件に関する特約条項

保険証券記載の工事またはその工事に付随する解体工事、撤去工事によって工事現場敷地内に所在する発注者または被 保険者の所有、使用または管理する物に発生した損害について保険金をお支払いします。

損害賠償責任補償特約条項

保険証券記載の工事の遂行または工事の遂行のために工事現場において被保険者が所有、使用もしくは管理する施設、 設備に起因する偶然な事故によって、第三者の身体障害を発生させたこと、他人の財物を損壊させたことにより被保険 者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします(事故が保険証券記載 の適用地域(以下「適用地域」といいます)内で発生した場合に限ります)。

損害賠償責任補償特約条項をセットすることにより、自動セットされる特約

工事現場内建設用工作車危険補償特約条項

保険証券記載の工事現場内において、所有、使用、管理するブルドーザー、パワーショベル等(ダンプカーは含みません)の建設用工 作車に起因して対人、対物事故が発生し、被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対し、保険金をお支払 いします(ただし、公道走行中を除きます)。

別に定める特約保険料を払込みいただくことにより損害賠償責任補償特約条項にセットできる特約

管理財物追加特約条項

損害賠償責任補償特約条項でお支払いの対象とならない、作業を行う対象物(工事の目的物と一体として作業を行う部分を含みます) の損壊に起因して被保険者が法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払いします。

被保険者間交差責任補償特約条項

発注者グループ [元請の工事請負契約における発注者、その代理人、使用人および従業員] の被保険者と請負業者グループ [元請の工事 請負契約における元請負人(その下請負人を含みます)、その代理人、使用人および従業員]の被保険者相互間の損害賠償責任を補償し

引渡後損害賠償責任補償特約条項

損害賠償責任補償特約条項でお支払いの対象とならない、引き渡した工事の目的物または工事の結果に起因する偶然な事故によって発 生した他人の身体の障害または財物の損壊により法律上の損害賠償責任を負担することによって被る損害に対して、保険金をお支払い します(事故が適用地域内で発生した場合に限ります)。

主な保険料割引制度

ISO/HACCP等割引

組立保険の契約締結日時点で、 次のいずれかの条件を満たしている場合



組立保険の 保険料を20%割引!

(1)保険契約締結日時点で、下記いずれかの認証を取得済の企業

- ①ISO9000シリーズ ②ISO14000シリーズ ③ISO22000シリーズ ④HACCP ⑤エコアクション21 ⑥環境プランナー報告書 ⑦エコステージ (エコステージレベル1~4認証が対象。エコステージ宣言は対象外) (2)保険契約締結日時点で、上記(1)①~④の認証は取得前であるが、取得取組済の企業
- ただし、下記の準備完了(下記のマニュアル等が完備し、内部監査が終了済みであること)を条件とします。
- ① |SO9000シリーズ = 「品質マニュアル | 作成 ② |SO14000シリーズ = 「環境管理マニュアル | 作成 ③ ISO22000シリーズ=「食品安全マニュアル」作成 ④HACCP =「導入プラン、導入スケジュール」策定
- ◆ご契約に際して、認証状(または認証書)のコピー(取得前の場合は、マニュアル等のコピー)をご提出いただきます。

「経営規模等評価結果通知書・総合評定値通知書」の「総合評定値」に応じて保険料を最大30%割引します。

●確認方法

最近の「総合評定値」のうち、対象工事の点数により割引率を決定します。

総合評定値	割引率
1,000点以上	30%
800点以上 999点以下	20%
600点以上 799点以下	10%

・個別契約で、ジョイントベンチャー(共同請負工事)の場合は、 代理店・扱者または弊社までご照会ください。

セット割引

「損害賠償責任補償特約条項」をセットした場合、保険料を5%割引します。

(注)「損害賠償責任補償特約条項 | を中途でセットされる場合、「損害賠償責任補償特約条項 | 部分の保険料のみ割引が適用されますのでご注意ください。